

埼玉県公安委員会規程第5号

自動車の使用制限等に関する規程を次のように定める。

平成2年12月28日

埼玉県公安委員会委員長

自動車の使用制限等に関する規程

(概要)

「最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示」、「過積載車両に係る指示」又は「過労運転に係る車両の使用者に対する指示」に違反した場合は、埼玉県公安委員会は当該自動車の使用者に対し当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならないことを命ずることができる旨を定めている。